

東淀工場給湯配管修繕仕様書

1. 履行場所及び事業担当 大阪市東淀川区南江口 3-16-6
大阪広域環境施設組合 東淀工場
TEL: 06-6327-4541
FAX: 06-6327-4555
担当者: 安田

2. 履行期限 契約日～令和4年3月25日

3. 履行概要 本修繕は、上記事業所の4階浴室の壁内給湯配管が漏水の
為、給湯配管のライン変更を行い、既設の混合水栓7個の取
り外し及び取り付けを行い、混合水栓7箇所を使用できる様
に修繕を行うものである。

4. 修繕内容 4F浴室横のパイプシャフト内給湯配管より、浴室側既設
配管を切り離し、新たに新規配管の接続を行う。壁面に新規
配管通し用のコア抜き加工を行い、給湯配管を新設し既設の
混合水栓7個を取り外し取り付けを行う。混合水栓のぐらつ
き防止のため、必要箇所を支持金具でしっかりと固定するこ
と。給水配管は流用のため、水用持出ザルボを用いて混合水
栓取付け部の延長を行うこと。また、コア抜き箇所及び既設
配管等の開口部は、モルタルやタイル等で補修をすること。

※修繕場所については、別紙図面のとおりである。

【給湯配管：耐熱性塩化ビニル管または同等品以上】

【既設混合水栓：TOTO オートストップシャワー水栓
TMF49CGARR】

【支持金具材質：SUS製】

【タイル材：近似品とする】

5. 提出書類

受注者は、大阪広域環境施設組合修繕請負提出書類一覧・様式に記載されている書類を提出すること。

様式は大阪広域環境施設組合ホームページにて入手できる。

(<https://www.osaka-env-paa.jp/nyusatsu/yoshiki/itaku.html>)

6. その他事項

- (1) 応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本組合の解釈によるものとする。土日祝の作業は原則行わないものとする。
- (2) 契約締結後すみやかに本組合担当者と打合わせし、修繕場所の調査及び確認を行い準備作業を進めること。また、本組合担当者の指定する日に修繕作業を行うこと。
- (3) 修繕作業は安全に十分気をつけて行うこと。作業中の事故について本組合は責任を負わない。
- (4) 履行に際し万一本組合施設を破損させた場合は、受注者が責任をもって復旧すること。
- (5) 本工場は、焼却施設であり、作業は運転及び市民搬入や見学等に支障のないように行い、本組合担当者の指示に従うこと。
- (6) 修繕前中後、検査立会実施状況、その他修繕状況等が分かるように写真を撮影すること。作業完了後に目視で検査できない工程は、写真にて検査が行えるように詳細に撮影すること。修繕作業後は写真を添付した報告書を1部提出すること。
- (7) 契約後速やかに、監督職員に対して検査立会方法の確認を行うとともに、検査立会の内容、日付、立会者（受注者・発注者とも）、判定基準の欄を記載した検査立会記録を作成し提出すること。
- (8) 本修繕に関する法令、条例及び規則等を遵守し、諸官公署の手続きが必要な場合は、遅延なく受注者の費用で行うものとする。
- (9) 修繕完了後、本組合担当者の立会いのもと、混合水栓及び配管の固定状況や漏水確認を行い、検収を受けること。
- (10) 本修繕に必要な電力、水については、本組合の負担とする。
- (11) 廃材については、本工場内の指定場所へ運搬集積すること。

コンプライアンスに係る特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者及び受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成27年条例第5号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、本契約について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（大阪広域環境施設組合総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第11条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（大阪広域環境施設組合総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

（不当要求の取扱い）

第6条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（大阪広域環境施設組合総務部総務課）に報告しなければならない。

※大阪広域環境施設組合総務部総務課
（連絡先：06-6630-3185）

（発注者：大阪広域環境施設組合 受注者：請負者又は受託者）

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱（平成 26 年制定。以下「要綱」という。）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、要綱第 2 条第 8 号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から要綱第 13 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本組合監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本組合に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、大阪広域環境施設組合競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本組合が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特 記 仕 様 書

環境対策について

(府内対策地域における車種規制非適合車の運行規制)

業務関係車両については、「大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年大阪府条例第 6 号。以下「本条例」という。）」の趣旨を十分に踏まえて使用すること。

また、本条例に基づく規制対象自動車については、自動車検査証（車検証）等の写しを作業現場に整理・保管し、監督員の求めに応じて速やかに提示すること。

大阪広域環境施設組合修繕請負提出書類一覧表【共通指定様式】

(令和元年10月1日 改正)

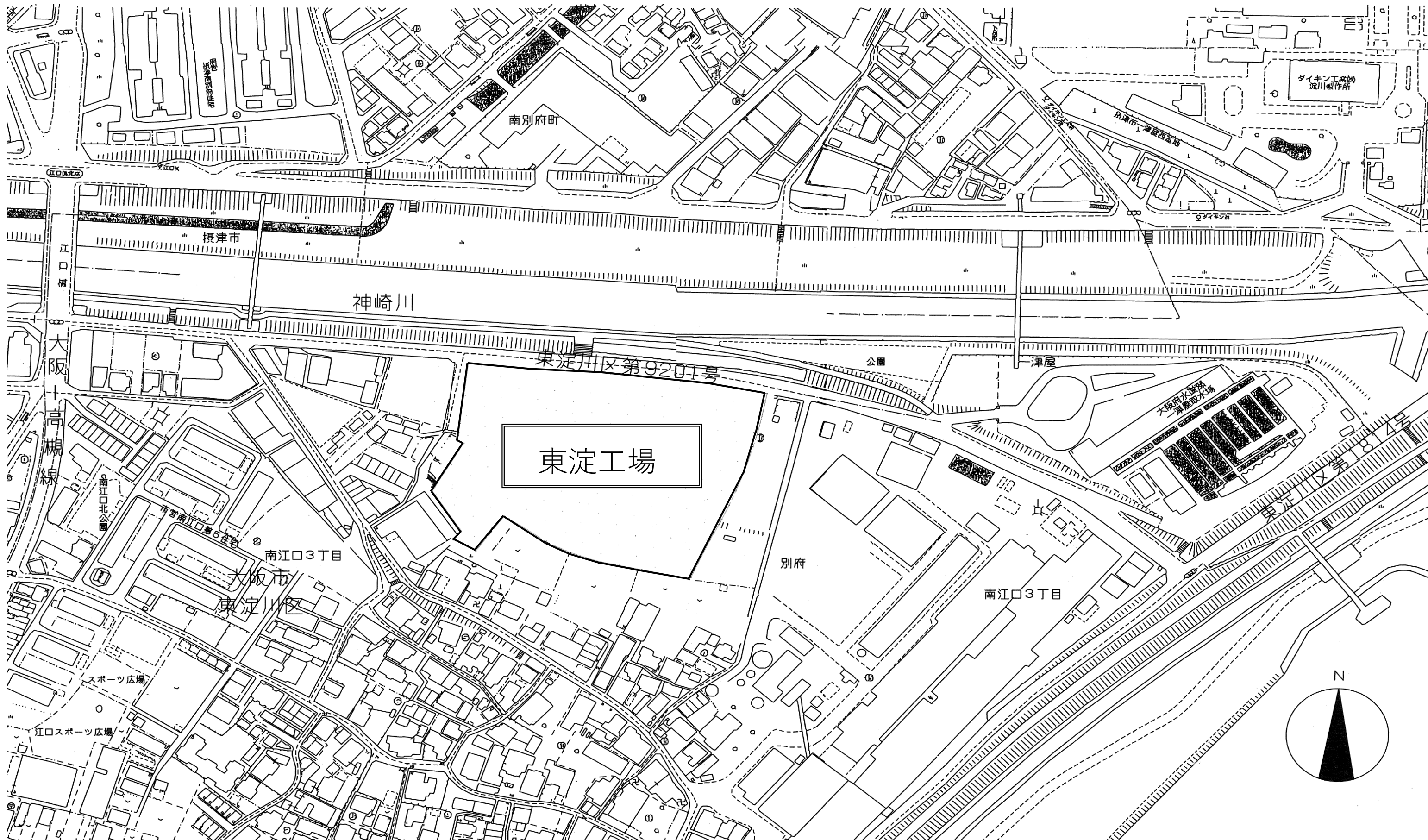
番号	書 類 名	提出 部数	提 出 期 限	摘 要	様式
1	修繕着手通知書 主任技術者通知書 下請負人通知書	1	契約締結後7日以内	修繕請負契約書第6条、7条、10条による 下請負人は該当あるときのみ記載 一括委任又は一括下請負を行う場合は、必要性を詳細に記載した打合せ書を添付すること。	様式－1
2	修繕費用内訳明細書	1	監督職員の指示による	修繕請負契約書第1条第4項による 名称・数量・単位・単価・金額等、すべての項目について記載	本組合設計図書の内訳明細書に基づく
3	修繕工程表	1	監督職員の指示による	修繕請負契約書第1条第4項による	様式－2
4	引取り通知書	1	物件を引取る前まで	修繕請負契約書第11条第1項による	様式－3
5	預かりを証する書類	1	物件を引取り後速やかに	修繕請負契約書第11条第2項による	様式－4
6	修繕打合せ書	1	打合せの都度	修繕請負契約書第1条第7項による	様式－5
7	使用材料承諾依頼書	1	承諾を受ける時	修繕請負契約書第13条による 仕様書で指定する以外の材料(使用部品含む)を使用する場合にカタログ及び比較表等を添付して提出	様式－6
8	現場発生品調書	1	修繕完了日		様式－7
9	支給材料受領書	1	受領日から7日以内	修繕請負契約書第17条第3項による 支給材料がある場合	様式－8
10	支給材料返還書	1	返還する時	修繕請負契約書第17条第5項による 支給材料の返還がある場合	様式－9
11	建設副産物処理報告書	1	処理完了後速やかに	マニフェスト等の写しを添付	様式－10
12	検査要領書	1	監督職員の指示による	プラント設備に関する修繕の場合には提出	任意
13	検査立会記録	1	検査立会完了後速やかに	検査立会の内容、日付、立会者(受注者、発注者とも)、判定基準を記載すること	任意
14	修繕報告書	1	修繕作業完了後速やかに	監督職員の検査立会記録、写真記録等を合わせて提出	任意
15	修繕完了通知書	1	修繕完了日	修繕請負契約書第23条第1項による	様式－11
16	請求書	1	検査合格後速やかに	修繕請負契約書第28条第1項による	様式－12
17	その他			監督職員との協議による(各作業ごとの要求資料)	

◎提出期限については、特記仕様書等に定めがある場合を除き、土曜日・日曜日・祝日を含む。

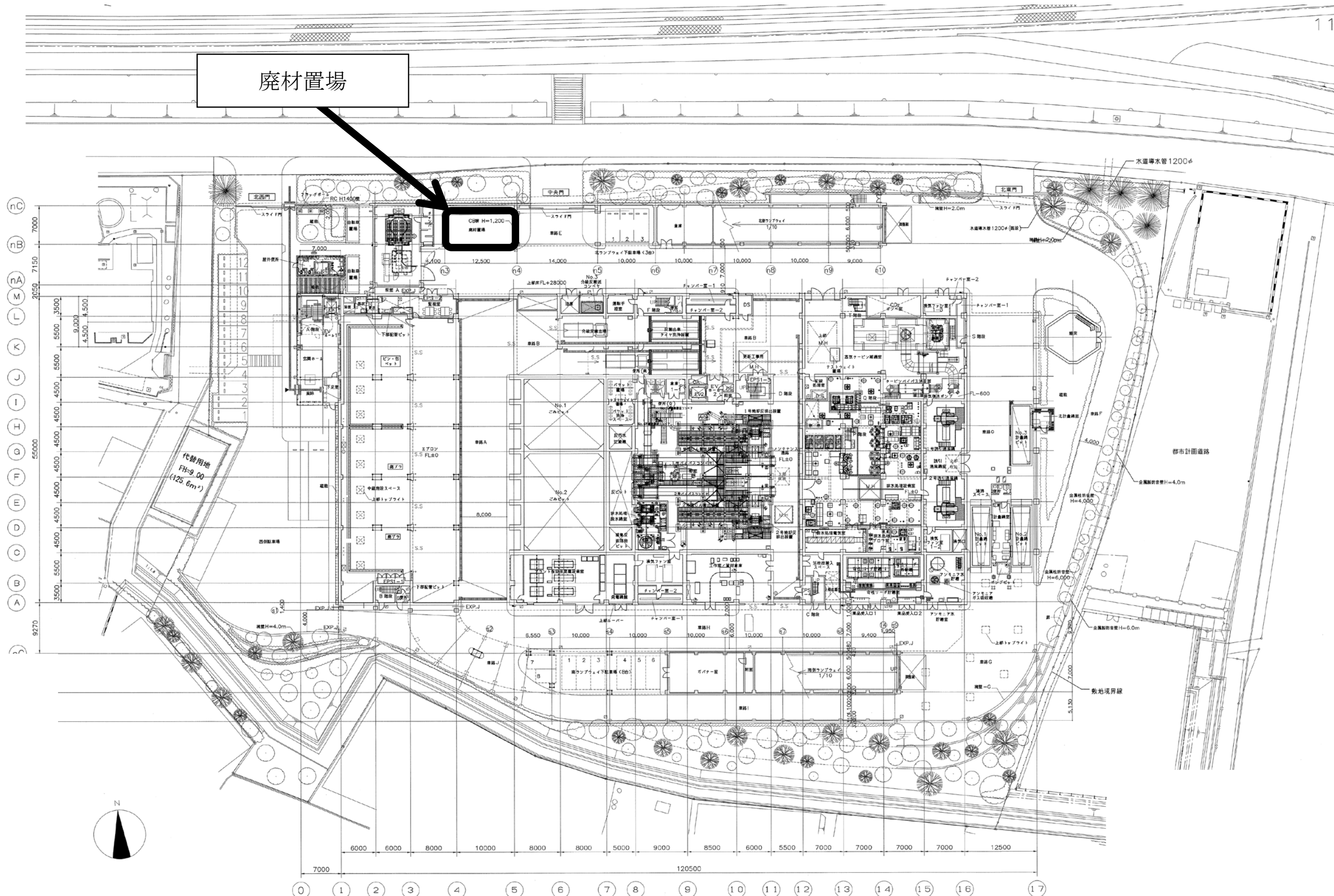
東淀工場給湯配管修繕 内訳明細書

(単位:円)

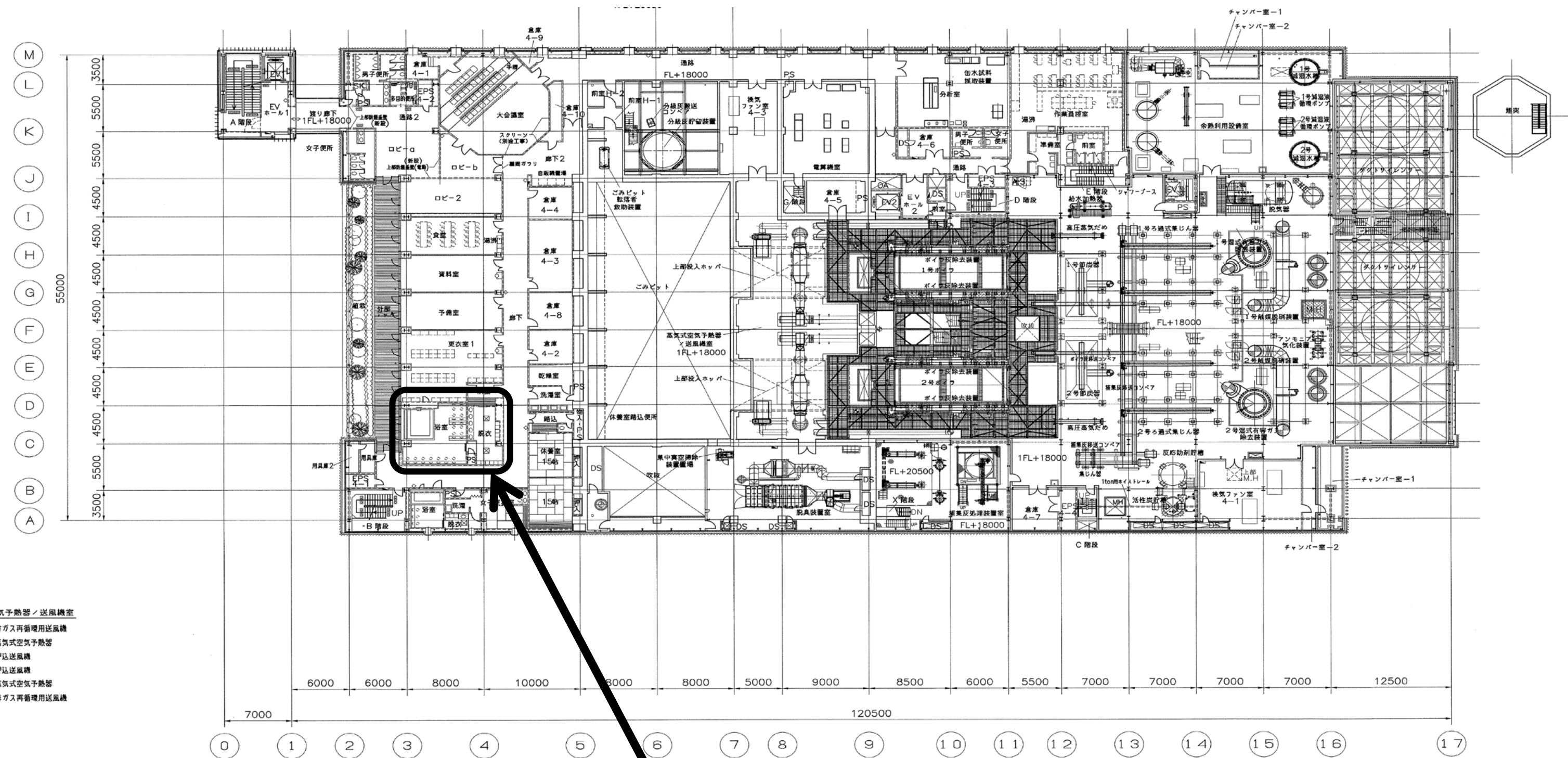
名 称	形状・寸法・摘要	数量	単位	単価	金額	備考
配管材	HT40,30,25,20,13、エルボ、チーズ等	1	式	—		
雑材費	消耗品及び副資材(支持金具、水用 持出しザルボ50mm(7箇所分))等	1	式	—		
モルタル・タイル復旧費	(近似品)材工共	1	式	—		
修繕費		1	式	—		配管工事、カラン 脱着費含む
諸経費		1	式	—		運搬費・交通費等 含む
				修 繕 価 格		
				消費税及び地方消費税額		
				修 繕 費 総 額		



大阪広域環境施設組合東淀工場				
修繕名称	東淀工場給湯配管修繕			
図面名称	付近見取図			
縮尺	N.T.S	令和3年11月	番号	1/6



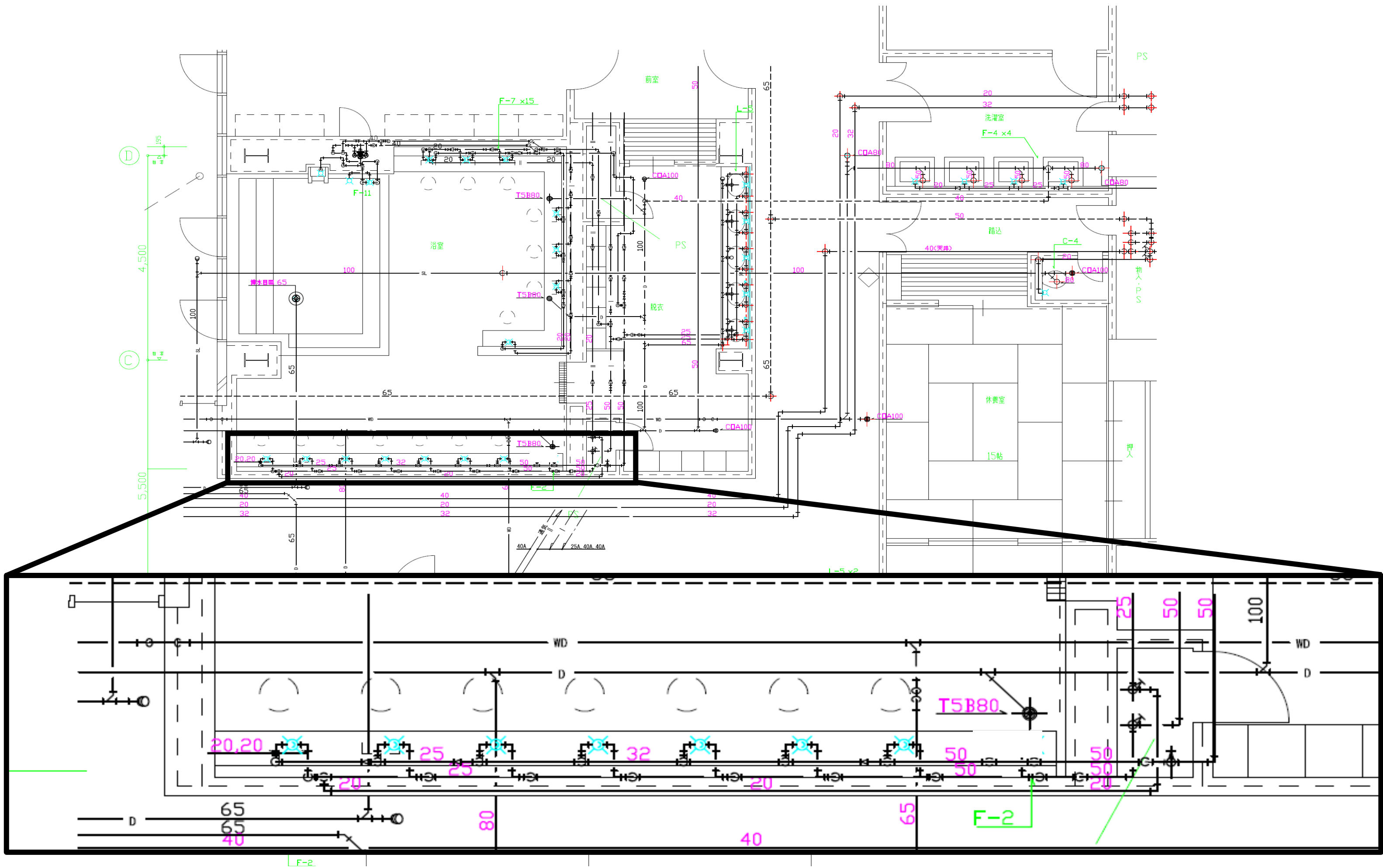
大阪広域環境施設組合東淀工場				
修繕名称	東淀工場給湯配管修繕			
図面名称	1 階平面図			
縮尺	N.T.S	令和3年11月	番号	2/6



浴室

- 蒸気式空気予熱器／送風機室
- ① 1号排ガス再循環用送風機
 - ② 1号蒸気式空気予熱器
 - ③ 1号排込送風機
 - ④ 2号排込送風機
 - ⑤ 2号蒸気式空気予熱器
 - ⑥ 2号排ガス再循環用送風機

大阪広域環境施設組合東淀工場				
修繕名称		東淀工場給湯配管修繕		
図面名称		4階平面図		
縮尺	N.T.S	令和3年11月	番号	3/6

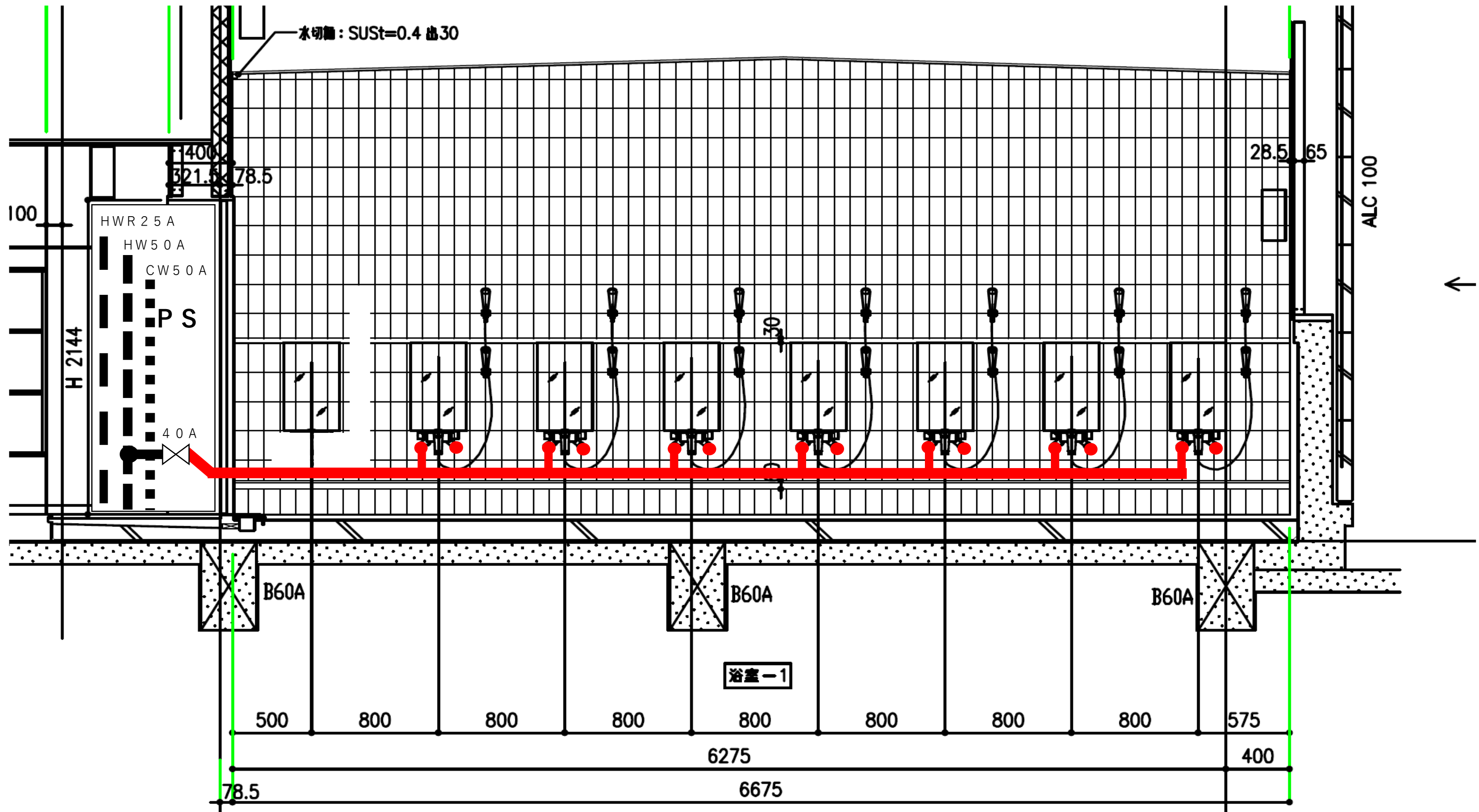


大阪広域環境施設組合東淀工場

修繕名称 東淀工場給湯配管修繕

図面名称 浴室詳細図

縮尺	N. T. S	令和 3 年11月	番号	4/6
----	---------	-----------	----	-----

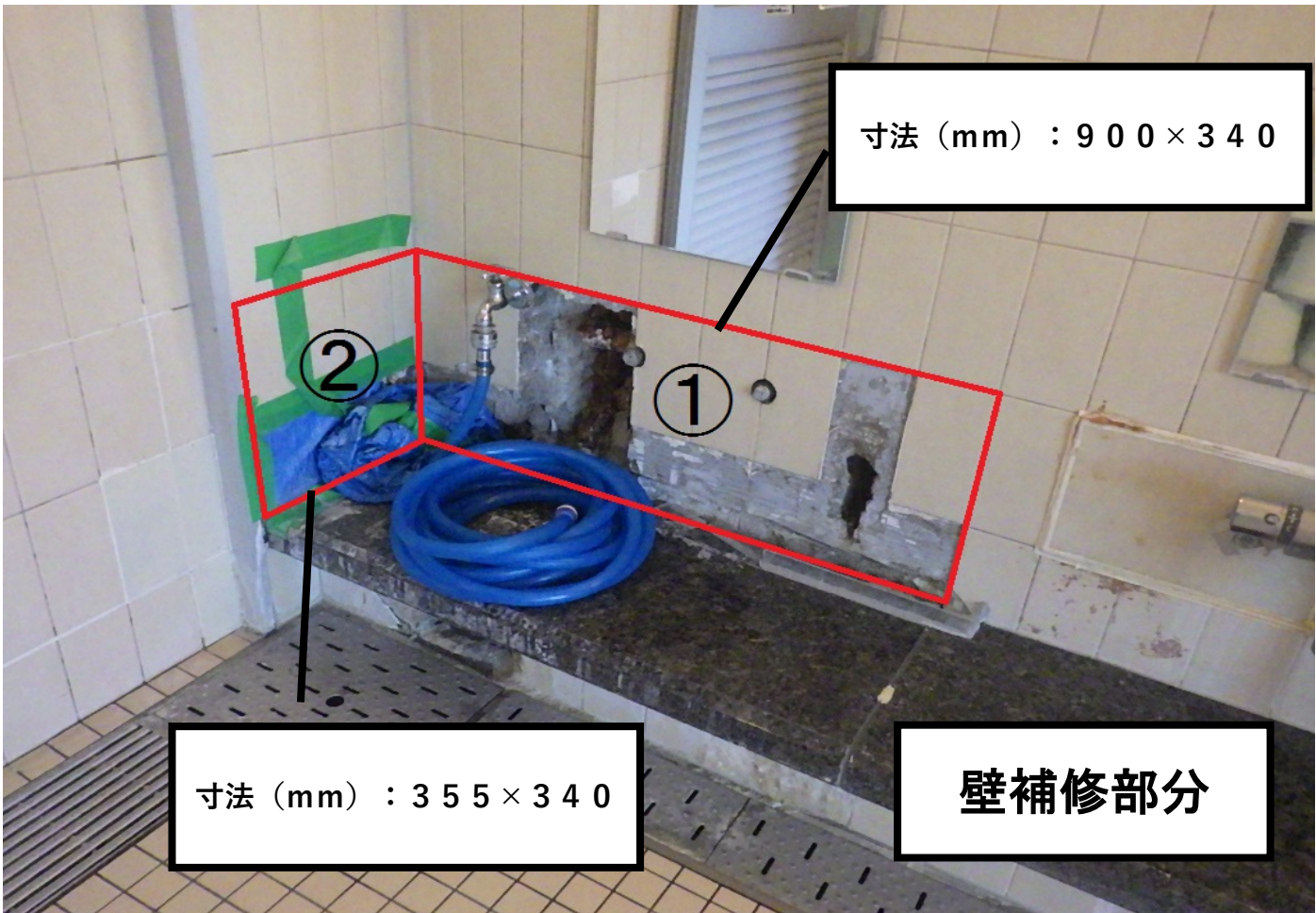
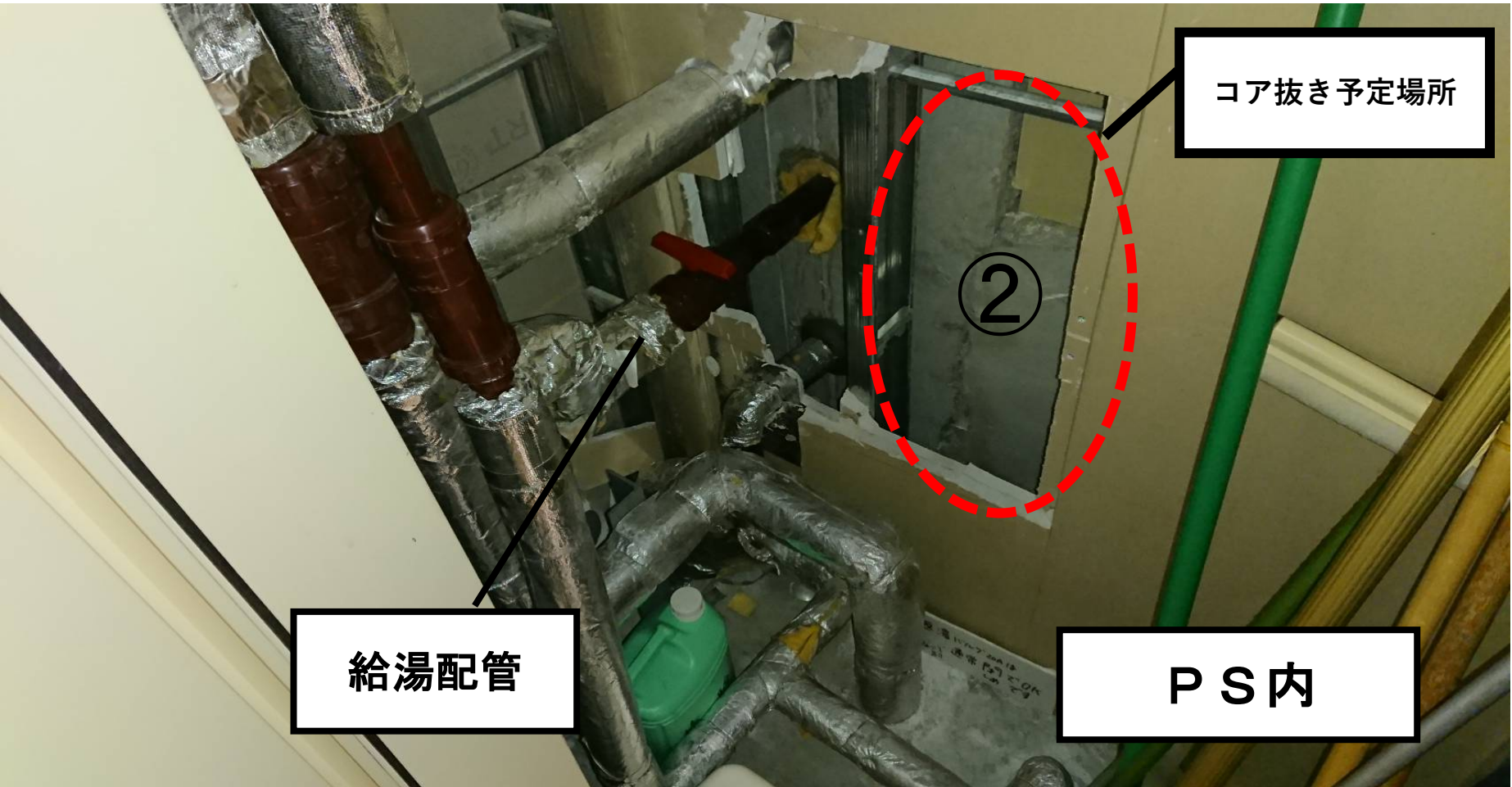


大阪広域環境施設組合東淀工場

修繕名称 東淀工場給湯配管修繕

図面名称 施工イメージ図

縮尺 N. T. S 令和3年11月 番号 5/6



大阪広域環境施設組合東淀工場				
修繕名称	東淀工場給湯配管修繕			
図面名称	現場写真			
縮尺	N. T. S	令和 3 年11月	番号	6/6